

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【池袋 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道305号	明治通り	上池袋4-11先	南池袋1-21先	7-翌3	
2	区道	協和通り	東池袋1-8先東池袋一丁目交差点	南池袋1-20先	7-翌3	
3	都道	東口改正通り	東池袋4-7先東池袋交差点	東池袋3-7先池袋六ツ又交差点	7-20	
4	国道254号	春日通り	東池袋3-11先	東池袋3-7先池袋六ツ又交差点	7-翌3	
5	区道	豊島通り	池袋駅西口交差点	西池袋5-1先池袋二又交番前交差点	7-翌3	
6	区道	文化通り	西池袋1-43先	西池袋1-25先	7-翌3	
7	区道	みずき通り	西池袋1-21先	西池袋1-25先	7-翌3	

## ◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道254号	川越街道	東池袋3-7先池袋六ツ又交差点	池袋本町2-7先	7-22	
2	区道	音羽通り	池袋駅東口交差点	東池袋4-7先東池袋交差点	7-20	
3	区道	サンシャイン通り	池袋駅東口交差点	東池袋1-30先	9-翌3	土日祝日:12-19車両通行止め
4	区道	サンシャイン60通り	東池袋1-12先東口五差路交差点	東池袋1-29先サンシャイン60通り交差点	22-翌4	月~金:10-12,22-8 土日祝日:22-10を除く
5	区道	メトロポリタン通り	池袋駅西口交差点	西池袋1-5先	9-翌3	
6	区道	劇場通り	西池袋1-7先池袋警察署前交差点	池袋4-29先川越通り交番前交差点	9-19	
7	区道	豊島通り	西池袋5-1先池袋二又交番前交差点	西池袋5-24先	9-19	
8	区道	トキワ通り	池袋2-40先池袋郵便局前交差点	池袋1-1先池袋西詰交差点	9-翌2	
9	区道	ガン研通り	上池袋3-17先	上池袋3-35先	9-翌2	
10	都道172号線	—	西池袋3-1先	西池袋4-13	7-翌3	
11	区道	—	西池袋1-7先	西池袋1-28	7-翌3	

## 重点地域

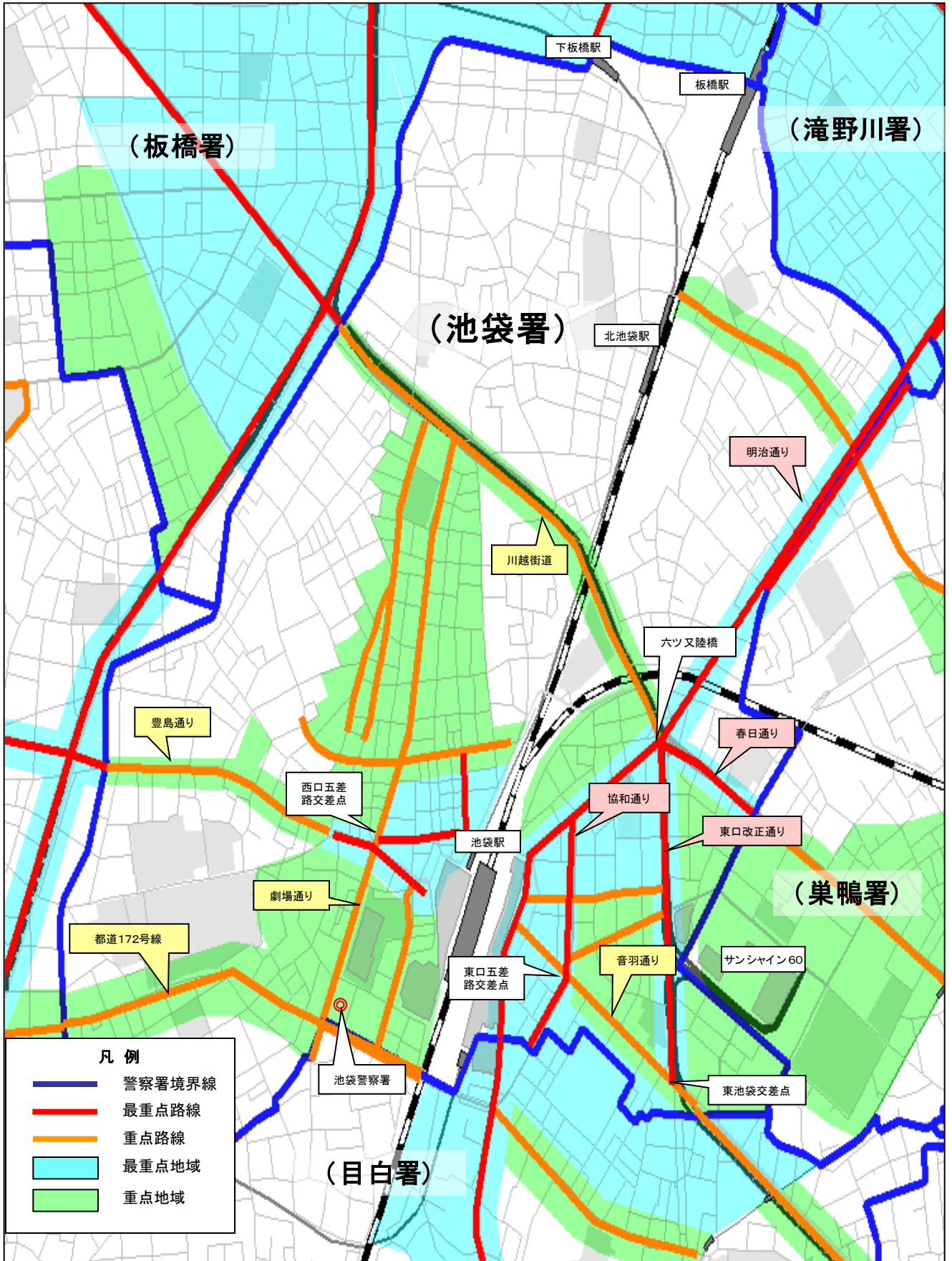
## ◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、協和通り、東口改正通り、春日通り、豊島通り)周辺	7-翌3	
2	豊島区役所周辺	7-翌3	

## ◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(川越通り、音羽通り、サンシャイン通り、サンシャイン60通り、メトロポリタン通り、劇場通り、豊島通り、トキワ通り、都道172号)周辺	7-翌4	
2	サンシャイン60周辺	7-翌3	
3	豊島税務署周辺	7-翌3	
4	JR線路脇	7-翌3	
5	池袋2丁目・4丁目地区、東池袋3丁目周辺	7-翌3	

# 池袋警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。